

京都市環境保全活動センター指定管理者募集に係る質問及び回答

No	項目	質問	回答
1	京都市環境保全活動センターの管理に関する指定管理者業務仕様書 7 施設の修繕に関する事項 (2) 甲の負担で行うべき修繕 イ 大規模修繕及び改築等、センターの躯体部分に係るもの	「躯体部分に係るもの」に大規模な設備は含まれるのか。	躯体部分に設備は含みません。
2	京都市環境保全活動センターの管理に関する指定管理者業務仕様書 9 損害の賠償及び危険負担に関する事項 リスクの負担区分表	「冷暖房、空調設備等の修繕」は「都度協議」とされているが、修繕内容又は規模（金額）等の基準はあるのか。	当センターは建物自体の環境負荷低減を目指し、冷暖房、空調設備等に様々な工夫が施されています（躯体放射冷暖房やソルエアパネル等）。そのため、これら設備等の修繕については、修繕内容や金額等の基準は定めていないものの、指定管理者の過度な負担とならないよう、本市と都度協議を行うこととしております。